

企業や個人の仕事に役立つ資格取得を応援します！

令和8年度最上町人材育成支援事業のお知らせ

個人 ⇒ 経費の **2分の1** 以内（上限1人 **6** 万円）

企業 ⇒ 経費の **3分の2** 以内（上限1人 **8** 万円） ※補助対象経費は2万円以上となります。

対象となる方

町内に住所を有する満65歳までの方で、下記の対象資格を取得予定で、資格取得に係る経費を負担する方

※申請者は補助の申請時において町税等に滞納が無いこと

※補助の申請者が、未成年の場合はその保護者とする。

1. 個人または、経費を負担する事業所が町内にある方（1事業所につき同年度に2人まで）
2. 公共職業安定所に求職登録した方
3. 学生（卒業後に最上町に就職をするものに限る）
4. 厚生労働省で行う教育訓練給付制度の給付を受けてない方



対象資格

国家資格及び国家検定のほか、町長が適当と認めるもの

例：介護福祉士、自動車整備士、情報処理技術者、食品衛生管理者、狩猟免許など

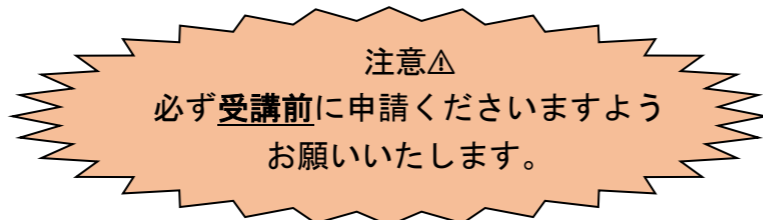
※普通自動車免許、普通自動二輪車・大型自動二輪車免許、原動付自転車免許は対象外

対象経費

資格取得に必ず要する講習等の受講料（教材費含む）、受験料、資格登録料など

※受講・受験のための交通費や旅費は除く

※一人につき年度内1回を限度とする



申請期限

令和8年9月30日(水)まで

※申請期限内であっても、予算がなくなり次第受付を終了することがあります。

受講前の手続き

補助金交付申請書に下記の書類を添えて産業振興センターへ提出

1. 受験に要する経費を明らかにする書類（見積書又はパンフレット）の写し
 2. 町税等について未納税額がない証明（納付状況の閲覧に同意された場合は不要）
- ※上記のほか、ハローワークカードや学生証の写しなど必要に応じ追加となる場合があります。
- ※申請いただいた内容を元に審査を行い、後日結果を通知します。必ずしも、事業の対象になるとは限らないため、受講前に申請、及び問い合わせください。

※申請書類および、詳細については最上町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 最上町産業振興センター TEL 43-2340

これまで支援対象となった資格

大型特殊免許	石綿作業主任者技能講習	はい作業主任者技能
大型特殊免許(整地車両)	介護初任者研修	小型移動式クレーン運転技能講習修了
大型特殊免許(建設車両)	不整地運搬者運転技能講習	玉掛け技能講習修了者
けん引免許	車両系建設機械運転技能講習	農業用ドローン技能認定
大型自動車二種免許	マルチローター(ドローン)	高圧ケーブル工事技術
フォークリフト運転技能講習修了	介護福祉士	車両系伐木等機械運転
中型自動車免許	土木施工管理技士2級	
大型自動車免許	ショベルローダー等運転技術講習修了	
1級舗装施工管理技士	森林施業プランナー	

※これらの資格以外で2万円以上の経費を要した国家資格及び国家検定も対象になります。

《支給対象になった例(個人)》

取得した資格:介護福祉士

介護福祉士受験の必須要件にある実務者研修の養成機関に通い、見事に合格した。

・養成機関へ支払い ¥131,080 ・受験料 ¥15,300

・登録手数料 ¥3,320 合計 ¥149,700

(申請額の計算) ¥149,700 × 1/2 = ¥74,850 (¥1,000 未満は切捨) 支給額 ¥74,000

《支給対象にならなかった例》

目指した資格:3級ファイナンシャル・プランニング技能検定

大手通信教育を受講し、受験し合格した。

・通信教育料 ¥59,000 ・受験料(学科試験と実技試験) ¥8,000 合計 ¥67,000

※この場合、通信教育代は補助対象外となるため、請求できる金額は ¥8,000 となる。

よって、補助対象経費の2万円に達しなかったため、対象にならなかった。



注:金額はあくまでも参考となります。実際、受験・受講の際はご確認ください。

◎ その他、該当になるか不明な点がございましたら、受講する前にお気軽にご相談下さい。

最上町産業振興センター公式 LINE のお知らせです！

町内の事業主の皆さんに向け、国、県、町等の補助金やセミナーなど様々な情報をお届けします！



© 789zecen